

## 複数区画購入割引制度要綱

### (趣旨)

第1条 北海道住宅供給公社（以下「公社」という。）は、公社が宅地分譲を行っている団地において、販売促進と街並み・住環境整備を推進することを目的に、複数区画（2区画以上の宅地をいう。以下同じ。）を購入する者に対し、土地譲渡価格の割引を行う。

### (割引対象者)

第2条 割引の対象者は、一の土地譲渡契約により複数区画を購入する者とする。

### (割引率)

第3条 割引の率は、2区画の宅地を購入する場合は募集価格の合計額の10%を、3区画以上の宅地を購入する場合は募集価格の合計額の20%を割引くものとする。割引による譲渡価格は、募集価格に各々90パーセント、80パーセントを乗じた結果(千円未満の端数切捨て)とする。

### (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

1. 適用団地は、南幌町みどり野団地、札幌市あいの里団地、北広島市大曲柏葉台団地、函館市旭岡団地とする。
2. この要綱は、平成22年4月1日から施行する。